

私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、忠実義務

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならないこととする。

二、所轄庁による必要な措置の命令等

1 所轄庁は、学校法人が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くときに当該学校法人に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。

2 所轄庁は、1の措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならないこととする。

3 学校法人が1の措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができることとする。

4 所轄庁は、3により役員解任を勧告しようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならないこととする。

三、報告及び検査

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関する報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所等に立ち入り、その業務若しくは財産の状況等を検査させることができることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。